

令和3年5月12日

保護者 様

愛知県立三好高等学校長 古井成之

「緊急事態措置」を受けた御家庭での対応について（お願い）

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年5月7日付けで、本県は5月12日（水）から5月31日（月）までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域とされ、知事からは緊急事態措置（県 HP 参照）が発出されました。これにより、本県全体の地域の感染レベルは、最高の「レベル3」の対応となります。

現在、従来株に比べ若年層への感染力が強い可能性のある変異株の割合が上昇し、変異株への置き換わりが進みつつある状況にあります。このような中、各御家庭におかれましては、感染予防意識を一層高めて生活されていると存じます。

つきましては、お子様が安全・安心な学校生活や寄宿舎生活が送れるよう、警戒度を最大にし、レベル3に対応した感染防止対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続してまいります。各御家庭におかれましても、改めて下記について御協力願います。

記

- 1 家族も含めた毎朝の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合は登校を控え、かかりつけ医等へ相談してください。また、同居家族に風邪症状がみられる場合も登校を控えてください。（出席停止の取扱は4月9日付保護者宛文書をご覧ください。）
- 2 下校時の寄り道、不要不急の外出や県をまたぐ移動について、引き続き自粛願います
- 3 友達同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、平日の放課後だけではなく、休日においても自粛させてください。
- 4 日頃から必要な感染対策（マスクの着用、手洗い、3密対策等）を心掛けてください。
- 5 お子様や同居家族が、新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者として特定されたりした場合（保健所から連絡があります）、必ずその指示に従うとともに、学校へ連絡をしてください。

なお、校内で陽性者が出た場合であっても「臨時休業」を行わないことがあり、この場合は御家庭等への御連絡はしませんので御承知おきください。

【問い合わせ】 教頭 野田、石塚

TEL 0561-34-4881